

丸亀市情報公開条例の改正について（答申）

1 丸亀市情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）の結論

丸亀市情報公開条例（平成 17 年条例第 21 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する「公文書の開示請求権」について、「広義の市民」に制限している範囲を撤廃し、何人も開示請求ができるようにすることが妥当である。

2 審査会の考え方

（1）公文書開示請求権の制限について

公文書の開示請求権については、条例第 5 条では次のとおり定めている。

（公文書の開示請求権）

第 5 条 次に掲げるものは、実施機関に対して公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- （1）市内に住所を有する者
- （2）市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- （3）市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- （4）市内に存する学校に在学する者
- （5）前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの。ただし、この場合において開示請求できる公文書は、その者が利害関係を有する情報が記録されている公文書に限る。

一方、開示請求権を有しない者に対しては、条例第 17 条の規定により、公文書の任意的開示の申し出をすることができ、実施機関はこの申し出に応じるように努めなければならないとされている。しかし、実施機関に開示の義務を課すものではないことから、その回答は行政処分の性格を持たず、不服申立て及び訴訟の対象とはならない。

（公文書の任意的開示）

第 17 条 実施機関は、第 5 条の規定により公文書の開示を請求できるものから、この条例の適用を受けない公文書について開示の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、第 5 条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めなければならない。

地方自治体が自己の行政について責任を負うのは、第一義的には住民であること、また情報公開制度の主たる目的が住民の行政参加の促進にあること、さらに情報公開制度の運営には少

なからぬ費用を要することから、自治体の住民等にのみ開示請求権を付与することの不合理はないと言える。

しかし行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）を見ると、本来、法の目的からすれば、請求権を行使する主体は日本国民であるが、国民に限定して外国人を排除する積極的意義にとぼしく、他方で、我が国が広く世界に情報の窓を開くことに政策的意義を認めて、国民以外の者をも含むものとする政策をとっている。

法のこの政策は、自治体条例においても積極的に評価され、公開請求権者の拡大が要請されている。今日、情報の流れは行政区画を越えて存在し、また、住民の生活領域や経済活動領域も広域化して、行政の影響の及ぶ範囲をその域内に限定する実益に乏しい。また、さまざまな情報媒体により、自治体は広く域外にその情報を発信しており、域内住民に限らず広くその意見を取り入れることを可能にしている。

以上より、本市においても請求権者の範囲を広げ、何人も開示請求ができるようにすべきであると判断した。

（２）公文書開示請求権の制限撤廃に伴う権利濫用禁止規定について

公文書開示請求権は、その権利行使を通じて条例第1条の目的が実現されるために規定されたものであり、開示請求者には条例の目的に即して開示請求権を適性に行使する責務がある。

公文書開示請求権の制限撤廃に伴い、営利目的や、ただ単に市政を滞らせることだけが目的の大量請求といった権利濫用の事例が発生する可能性が考えられる。そのため、何人にも開示請求を認めるとしても、無制限に認められるものではなく、開示請求者はその権利を濫用してはならないことを明確にするべきかを検討する必要がある。

平成15年10月31日、東京地裁において、「開示請求に対応するために、職員1名が1日8時間まったく休憩なしで作業を進めても9か月以上かかるとしても拒むことは原則としてできない。」とした裁判例もあるため、実施機関が大量請求を危惧することについては、理解することができる。

権利の濫用禁止は条例で明文化せずとも、法の一般原則であるため当然ながら適用できるものであり、条例第4条でも開示請求者が負う責務を定めている。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

「この条例により保障された権利を正当に行使する」とは、開示請求権を濫用してはならないことは無論のこと、大量の公文書の開示請求をむやみに行なうことにより、行政執行に著しい支障を及ぼすことなど、条例の目的に反する結果を意図するような開示請求を行なってはならないことを明らかにしている。（「丸亀市情報公開条例の解釈・運用基準の手引き」より）

これらのことから、開示請求にかかる公文書が著しく大量であることのみを理由として請求を拒否することはできないものの、権利の濫用の禁止は法の一般原則であり、あらためて条例で規定する必要はないものと考えられる。

よって、開示請求権の濫用禁止規定は新たに設けず、従来どおり条例第 4 条により開示請求権の濫用禁止を解釈することが妥当と判断した。

一方、大量請求により条例第 12 条第 1 項で定める期間内に開示が困難な場合には、条例第 12 条第 2 項では開示決定等の期限の延長について、第 13 条では開示決定等の期限の特例について定めている。

条例第 12 条では、「請求日翌日から 14 日以内に開示決定しなければならない。ただし、正当な理由があれば 60 日以内に延長できる」ことになっているため、通常の場合は、長くとも 60 日以内に開示決定しなければならない。

なお、条例第 13 条で、開示決定等の期限の特例規定を設けているので、相当の期間内に開示決定すれば足りることとしているが、丸亀市情報公開条例施行規則(平成 17 年規則第 16 号。以下「規則」という。)では条例第 13 条にかかる様式を作成していない。大量請求があり、条例第 12 条第 1 項で定める期間内に開示が困難な場合には、規則第 8 条の規定により、様式第 2 号「丸亀市公文書開示決定通知書」の特記事項にその理由を記載するのみであるが、より説明責任を果たすために、新たに様式「開示決定等の期限の特例適用通知書」を作成し、条例第 13 条を適用する理由及び開示決定する期限等を規則に規定することが望ましい。

3 審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について以下のとおり調査審議を行なった。

- ① 平成 26 年 10 月 28 日 諮問書の受理
- ② 平成 26 年 11 月 28 日 第 1 回審査会